

# 刑 事 法

・解答上の注意

1. 問題文は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. 解答用紙には、一橋大学の受験番号を記入し、氏名は記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

## 第1問

次の事例における甲の罪責を論じなさい。

Aは弁護士で、自宅敷地内の建物（木造平屋。以下「本件建物」という）において一人で法律事務所を営んでおり、1月ほど前から甲を事務員として雇っていた。Aの自宅建物（木造2階建）と本件建物とは庭をはさんで20メートルほど離れている。ある朝、Aが事務所に行ったところ、前夜ぼやがあったことを発見した。火災のあった夜（以下「当夜」という）は、本件建物内に甲のほか誰もいなかった。

消防署の調査によれば、初め、甲の机の下に置かれた電気ヒーターの過熱によりダンボール箱内の廃棄書類等に火が付き、それが燃え広がった。甲およびAの机やその周辺の書類、本件建物の壁紙5平方メートルほどが焼失し、天井の一部が焦げていたが、本件建物は、一部に難燃性建材を使用し、気密度が高く、窓が割れることもなかったため、酸素不足で自然鎮火したものとみられる。

甲は、当夜、一人で書類整理等の仕事をしており、自分の机の下に小型電気ヒーターを置いて暖をとっていた。机の下には、廃棄書類などを入れたダンボール箱が置かれ、甲は、近接したヒーターの熱で紙が燃え出す可能性があることを以前から気にはしていたが、これまで何事もなかったこともあり、そのままにしていた。

午後11時過ぎ頃になって、甲は、疲労のため眠くなったので、机の後方にあったソファーに横になって仮眠をとった。仮眠中も暖をとろうと考え、短時間だから大丈夫だと思い、ヒーターのスイッチを切らなかった。

当夜午後12時前頃に甲が目を覚ますと、机の下にあるダンボール箱内の書類から炎が上がっていた。この時点では、備え付けの消火器を使うなどすれば容易に消火できる状態であり、甲もそのように認識していた。

ところが、甲は、電気ヒーターの過熱から火を出してしまったことに動転し、自己の失策が発覚して解雇されることをおそれ、このまま燃えてしまえば原因を隠せるかもしれないと考え、放置すれば火が周囲にある紙類や事務機器に燃え移り、ひいては本件建物全体が燃えてしまうかもしれないが、それでもかまわないと思いつつ、何ら消火の策をとることなく、出入口ドアに鍵をかけてそのまま本件建物を立ち去った。

## 第2問

「疑わしきは被告人の利益に」という原則について、以下の問いに答えなさい。

- 1) この原則の意味を、その根拠、適用対象、適用される場面、適用の効果などを考慮しながら説明しなさい。
- 2) 刑法典の中から、この原則に反するよう見える規定を1つ指摘し、その規定の意味、効果および合理性を論じなさい。